

95年6月9日講義分

〔日本国憲法の特徴〕

近代憲法の基本原理に立脚している。

現代憲法の特徴を有する(生存権・社会権)／平和主義

※前文に日本国憲法の基本原理がよく表されている。

①「日本国民は…行動し→この憲法を確定する」(民定憲法)

平和・自由→国民主権の原理により憲法を制定する

〔前文の法規範性〕

①法規範性を有する

②前文と本文を照らし合わせる必要がある cf.9条の解釈

③裁量を有する

〔日本国憲法の基本原理〕

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義

・国民主権 抗議的概念…君主主権に対抗する

※フランスに端を発する…ボーダンが主権概念をはじめて用いる

①主権は絶対なものとする

②国内(封建領主)・国外(ローマ法皇)←に対し最高なものとする

・J. J. ルソー

イギリスにおける社会契約説が国民主権としてフランスで実現される

国民主権の内容

A 権力的契機 一人一人の国民が国政を動かす主体

※代表・間接民主制がもととなる(選挙権・被選挙権)

B 正当性的契機 国民の意思に従い、国民の福利のために国政が行われるべき→情報公開

A・Bは相互作用の関係にある